

第2節

障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

1. 情報アクセシビリティの向上

(1) 総合的な支援

地域生活支援事業においては、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図るため、IT関連施策の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの運営（26都府県：平成28（2016）年度末時点）や、パソコンボランティア養成・派遣等が実施されている。また、今後、IoTやAIなどの新たなICTを活用することにより、障害の特性、状態、生活実態等、個々の障害者の状況にきめ細かな対応を可能とする製品やサービスの開発・提供が期待されている。総務省では、平成29（2017）年11月に「IoT新時代の未来づくり検討委員会」を設け、ICTを利活用できるようにするための施策について、検討を行っている。

(2) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障害のある人を含めだれもが、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

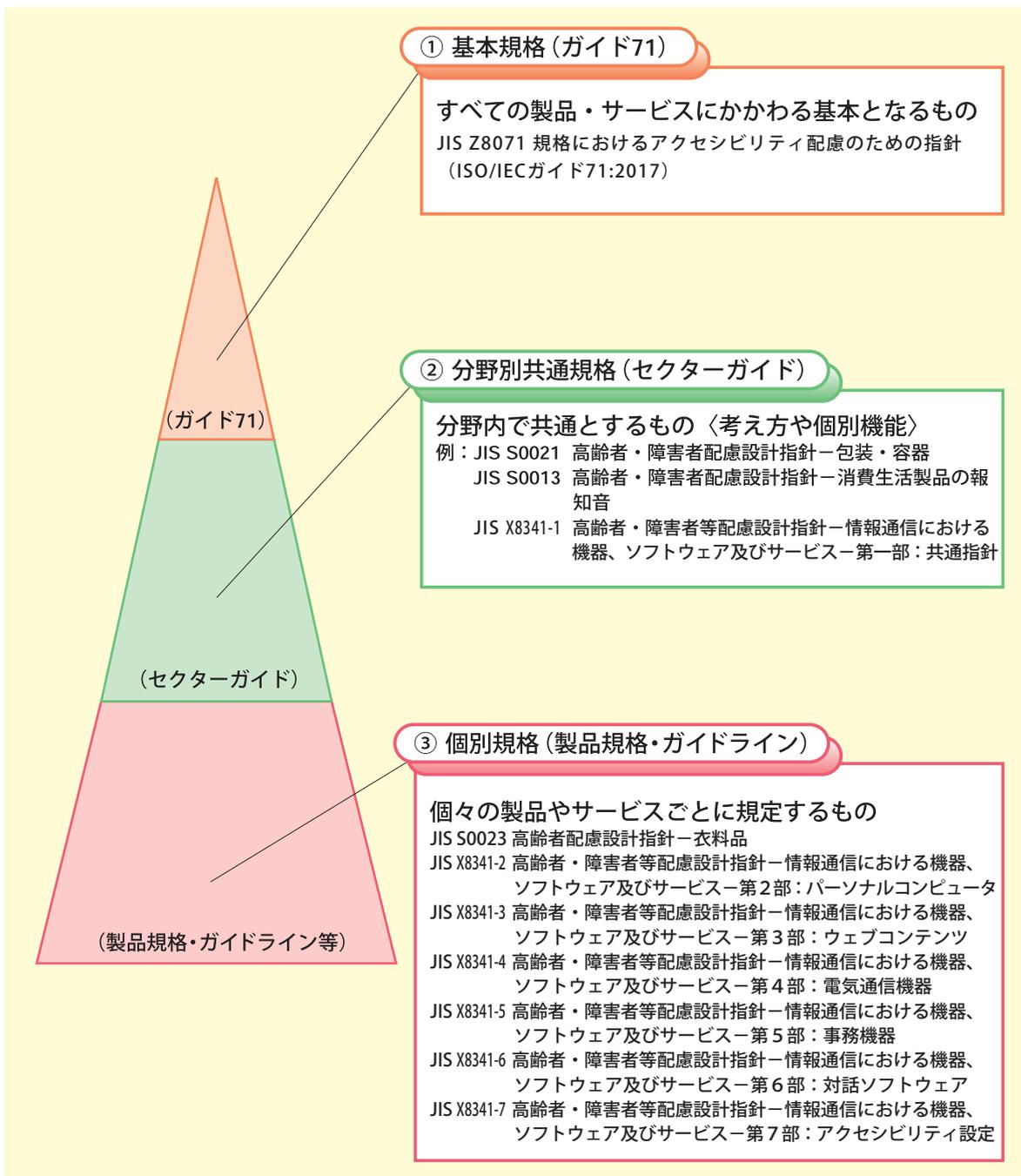
また、家電メーカーや通信機器メーカーにおいては、引き続き障害者・高齢者に配慮した家電製品の開発・製造に努めているところである。また、平成28（2016）年度より国際標準化団体のISO/IEC JTC 1にてスマートフォンやタブレットのアクセシビリティ向上を目的とした議論が開始され、我が国製造メーカーも参加している。

(3) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本工業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341シリーズ）を制定している。（具体的には「共通指針」、「情報処理装置（パーソナルコンピュータ）」、「ウェブコンテンツ」、「電気通信機器」、「事務機器」、「アクセシビリティ設定」、「対話ソフトウェア」について制定。）

また、国内の規格開発と並行し、国際的な情報アクセシビリティのガイドライン共通化を図るため、JIS X8341シリーズのうち、「共通指針」、「情報処理装置（パーソナルコンピュータ）」及び「事務機器」について国際標準化機構（ISO）へ国際標準化提案を行い、平成24（2012）年までに、それぞれ国際規格が制定された。平成29（2017）年においては、国際規格との整合性を高めるため「電気通信機器」のJIS規格改正原案作成を進めた。

■ 図表5-13 アクセシビリティに関する規格体系



資料：経済産業省

(4) ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省は、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々の利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、平成27（2015）年度に公的機関がホームページ等のバリアフリー化に取り組むためのガイドラインである「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」を改定し、アクセシビリティ評価ツール（miChecker）を更新した。また、平成28（2016）年度に全国11地域で国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関の職員を対象に、ホームページ等のバリアフリー化に関する講習会を開催した。平成29年度には国及び地方公共団体の公式ホームページのJIS規格対応状況を調査し、結果を公表した（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html）。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティの実現

障害の有無にかかわらず、全ての人々にとってアクセシブルでインクルーシブな東京大会を実現するため、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国の関係行政機関、東京都、関係地方公共団体、障害者団体及び障害者スポーツに関わる団体等で構成するアクセシビリティ協議会において、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン（※1）」をとりまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）から承認を得て、組織委員会により公表されている（※2）。

今後、2020年東京大会の準備・運営に反映させる予定である。

※1：IPCが定める『IPCアクセシビリティガイド』と国内関係法令等に基づき、東京大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセス経路、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準、及び関係者の接遇トレーニング等に活用する指針として、組織委員会が作成するもの。

※2：

「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」基準の具体例		
項目		内容
エレベーターのかごの大きさ	推奨	幅2,100mm×奥行1,500mm（IPCの推奨）、又は同等水準のサイズ ※鉄道駅等は、複数台設置により全体容量で推奨基準を達成する場合、当該基準を満たしたものとみなす。
	標準	幅1,700mm×奥行1,500mm（IPCの遵守基準）、又は同等水準のサイズ ※構造上の理由等によって標準を満たせない場合 幅1,400mm×奥行1,350mm（国の遵守基準）
出入口のドア幅	推奨	950mm（IPCの推奨）
	標準	大会会場では850mm（IPCの遵守基準） 公共交通機関では900mm（国の推奨） ※構造上の理由等によって標準を満たせない場合 800mm（国の遵守基準）
傾斜路の踊り場	推奨	高低差500mm以内ごとに設置（IPCの推奨）
	標準	高低差750mm以内ごとに設置（国の遵守基準） ※公共交通機関の屋外部分は高低差600mm以内ごとに設置（国の推奨基準）を標準とし、構造上の理由等でそれを満たせない場合にのみ、上記規定を適用

TOPICS

ICTを活用したアクセシビリティの高い社会の実現

超高齢社会を迎える中、全ての人々が自律的な移動を可能とし安全・安心で豊かな生活を送れる社会、また、人口減少により労働力の確保が難しくなる中で自律的に行動するロボットや産業機械等により生産性を確保し持続的に経済成長する社会の実現が期待されている。

先進的なIoT（※）により目指すべき社会イメージ（自律型モビリティ社会）



出典：情報通信審議会「新たな情報通信技術戦略の在り方」（第2次中間答申）より抜粋

※IoTとは、Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

そこで総務省では、あらゆる世代の人の外出・移動を支援するため、センサー付きの自律走行車椅子で人混みでも安心して移動できるような、自律型モビリティシステムの実現に向けた取組を推進している。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ICTを活用し障害のある人や高齢者、全ての人々が自らの力で大会に参加し、楽しめるよう、誰もが分け隔てなく同じように活動できるアクセシビリティの高い社会システムの実現を目指している。

人が多い商業施設等でもセンサー付きの自律走行車椅子で安心して移動

